

(地球温暖化対策推進委員会報告)

京都市地球温暖化対策推進委員会における審議状況について

1 令和元年度の審議状況

(1) 開催回数

2回

(2) 開催日時

令和元年 8月30日(金) 午前10時00分～12時00分

令和元年12月10日(火) 午前 9時30分～12時00分

(3) 議題

次の案件について審議・報告を行った。

第1回	「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」の策定について
第2回	(1) 2050年脱炭素エネルギーシナリオ(気候ネットワークからの報告)
	(2) 京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期計画の策定に係る第一次提言(京のアジェンダ21フォーラムからの報告)
	(3) 2050年CO ₂ 排出量正味ゼロに向けた2030年度までの削減目標等について
	(4) 条例に掲げる義務規定の見直しの方向性について
	(5) 京都気候変動適応策の在り方研究会での検討結果について(報告)

(4) 主な御意見

ア 削減目標(2030年度, 2050年度)と達成に向けた方法について

削減目標(案)

2050年目標 CO₂排出量正味ゼロ

2030年度目標 温室効果ガス排出量 1990年度比▲40%相当以上

- これまでの水準を維持し、目標の意味と達成に向けた取組イメージを市民にわかりやすく伝える。
- 「CO₂正味ゼロ」の定義を明確にし、市民・事業者の理解を得られるように経済的なメリットを示す必要がある。
- 2030年の40%削減目標に加え、エネルギー消費に対して、市内の再エネ利用割合を決める等、電気の排出係数に左右されないサブ目標の設定が必要ではないか。
- 2050年にCO₂排出正味ゼロが目標なので、排出削減対策と、吸収源対策を同時に進めていくために、吸収量を増やすことを視野にいれるべきである。
- 抜本的なライフスタイルの転換に向け、家庭での取組等も検討すべきである。

イ 2030年、2050年を見据えた重点取組について

- 2050年の社会像を踏まえ、2030年までどうするか、社会システムの枠組み、個人の生活態度、ライフスタイルを転換することが重要。SDGsが目指すのはシステムの転換、環境の分野を変えていけば、経済、社会も連動する。
- 行政だけでなく、産業界も市民も一緒に取り組むことを、位置付けていく。
- 「削減と吸収」、「緩和策と適応策」、「環境と経済」、「環境と社会」を考えていくべき。
- グリーンインフラなど適応策でもあり、省エネ効果もあり、他の社会問題の同時解決につながる取組を検討し、都市計画等との連携、政策融合を進める。
- 地域循環共生圏のコンセプトの下に、経済面の下支えを組み込むことが、結果的に新しい産業創出にもつながり、シナジー効果（相乗効果）を高め、ライフスタイルの転換も進める。

(再エネ関連)

- 電気の排出係数を大幅に下げる努力・工夫等、再エネ生産・利用量の拡大を図る仕組みづくりが必要。低排出係数の電気を調達するには、電力供給事業者が再エネを供給しないと達成できない。電力供給事業者が再エネを供給できる仕組みづくりを考えていく必要がある。

(住宅関連・ライフスタイル関連)

- 古い町家など既存住宅の断熱改修を進めるとともに、ZEH*に必要な取組を情報開示する等、一般住宅でのエネルギーの高効率利用手法を検討していくべきである。
- 都市構造・都市計画、ライフスタイルの転換をどうするかも検討していく方がよい。
- 行動デザインを利用した市民のライフスタイルの転換の取組を推進してほしい。
- 個々の家庭では難しくても、コミュニティ単位ならできる取組がある。集合住宅のZEH化やエコ学区での取組等、具体的に検討していくべきである。
- 市民参画をベースにおいた取組の底上げが重要である。

※ ZEH（ネット・ゼロエネルギー・ハウス）：住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電等でエネルギーを創ることで、年間の一次消費エネルギー量の収支を「ゼロ」にする住宅。

ウ 地球温暖化対策条例に掲げる義務規定の見直しの方向性について

- 規定の強化内容は、事業者の実情に応じて調整が必要。脱炭素社会の実現に向け、各事業所がCO₂削減にどう貢献できるかを踏まえた義務にする必要がある。
- 規制を強化する、又は対象範囲の拡大なども検討する必要がある。
- 義務強化が市民・事業者へ及ぼす良い影響（エネルギーコストの低下、生活水準の向上、事業者の収益拡大など）も検証し、PRしてほしい。
- 規制だけでなく、市民のまちづくり、事業者のビジネスを通じた、温暖化対策

を進めていく必要がある。

- インセンティブも含めた制度設計が必要である。

(参考) 現行条例の主な義務規定

対象	内容
温室効果ガス の大規模排出 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者排出量削減計画書制及び報告書の提出 ・環境マネジメントシステムの導入 ・新車購入割合の50%以上をエコカーとし、実績を市へ報告
大規模建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都環境配慮建築物基準(CASBEE 京都)に基づく評価・結果の販売広告への表示 ・一定量以上の地域産木材の利用 ・一定規模以上の再生可能エネルギー利用設備の設置(年間3万MJ以上の設備容量) ・建築物の屋上及び敷地の緑化

2 今後の進め方と検討事項

令和2年4月までに、地球温暖化対策推進委員会を2回開催し、条例見直しの骨子案と答申案の検討をいただいたうえで、令和2年5月に京都市環境審議会を開催し、改正条例の答申案について審議をいただくこととしている。

日程	会議名称	主な審議内容
令和元年度 7月30日	第1回京都市環境審議会(諮問)	
8月30日	第1回地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行条例及び計画の進捗 ○ 条例の見直し及び次期計画策定の方向性
12月10日	第2回地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 削減目標等の検討 ○ 義務規定の見直しの方向性の検討
(令和2年) 1月21日	第2回京都市環境審議会	
3月(予定)	第3回地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例見直し骨子案の検討 ○ 次期計画の施策等の検討
令和2年度 4月(予定)	第1回地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例見直し答申案の検討 ○ 次期計画の骨子案の検討
5月(予定)	第1回京都市環境審議会 (条例改正の答申案)	
7月(予定)	第2回地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例改正案のパブリックコメント結果の報告 ○ 次期計画答申案の検討
9月(予定) (予定)	改正条例案の市会への上程	